

社会福祉法人志布志市社会福祉協議会評議員選出規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人志布志市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の評議員の選出区分について必要な事項を定めるものとする。

(評議員の選任)

第2条 評議員の選任は、次のとおりとする。

2 定款第6条に規定する評議員は、別表1に掲げる区分により理事会が選定し、定款第7条に規定する評議員選任・解任委員会において選任する。

(規程の改廃)

第3条 この規程の改廃は、評議員会への諮問・答申を経て、理事会の決議によるものとする。

附 則

この規程は、平成29年4月 1日から施行する。

(別表1) 評議員選出区分

区 分	評議員	選 出 範 囲
1 各種住民組織の代表	1名以上	自治会、婦人組織、青年組織、農・漁協、商工会、労働組合、地区社協、福祉委員等
2 社会福祉事業を営む団体の代表及び学識経験者	1名以上	各種社会福祉施設、訪問介護等の社会福祉事業を営む団体及び社会福祉に関する教育を行う者、社会福祉に関する研究を行う者、社会福祉事業又は社会福祉関係の行政に従事した経験を有する者、公認会計士・税理士・弁護士等社会福祉事業の営むを行う上で必要かつ有益な専門知識を有する者
3 その他福祉関係機関団体	1名以上	民生委員・児童委員協議会、更生保護団体、母子・父子団体、老人クラブ、障害児（者）団体、各種福祉関係家族の会、関係行政機関等
4 関連分野の団体の代表	1名以上	社会教育・学校教育の関係団体、医師会、保健衛生団体等及びボランティア団体、個人ボランティア
合 計	13名以上 15名以内	